

治療用装具 写真貼付台紙

- ◎ 写真は枠内に縮小して貼付してください。(作成した装具の形状がわかるよう装着せずに撮影してください)
- ◎ 作製した装具全ての写真を撮影してください。(台紙が2枚以上になっても構いません)
- ◎ 装具の形状、仕様(記載事項)等が確認できない場合は再提出をお願いすることがあります。
- ◎ 装具を加工されている場合、その部分の写真もお願いいたします。

被保険者証の記号番号	被保険者名	装具を装着した方	作製した装具名
-			

①正面	②-1側面(右側)
-----	-----------

②-2側面(左側)	③裏面(正面の反対側)
-----------	-------------

④タグ、ロゴ、商標、その他付属品等	⑤サイズ表記
-------------------	--------

支給決定額		支給決定日				給付記録 入力済印
療養費	円	令和	年	月	日	
	円	常務理事	マネジャー	リーダー	担当者	

被保険者 家族 (治療用装具・コルセット等) 療養費支給申請書

被保険者が記入するところ	① 健康保険証	記号	② 被保険者(請求者)	住所				
		番号	氏名					
	③ 資格取得年月日	昭和 平成 令和	年	月	日			
		④ 資格喪失年月日	平成 令和	年	月	日		
	⑤ 装具を装着した者の氏名		⑥ 左記の者の生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日生	⑦ 続柄
	⑧ 傷病名		⑨ 発病又は負傷の年月日	平成 令和	年	月	日	⑩ <input type="checkbox"/> 第三者行為 <input type="checkbox"/> 労災・通災 <input type="checkbox"/> どちらでもない
	作製装具名		(負傷の場合は		時頃)			
	⑪ 発病又は負傷の原因							
	⑫ 診察を受けた病院等	名称		担当医氏名				
		所在地						

確認欄	⑬ 装具代支払日	令和	年	月	日	⑭ 装具代金	円
	⑮ 本申請について、下記の項目を確認しました。 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> ①又は②の要件を満たしたものである。 ①申請者本人(被保険者又は請求者)が作成したものである。 ②記載内容については誤りがないか申請者本人が確認している。 <input type="checkbox"/> HP「給付に関する事項」等、個人情報保護方針を確認し、同意した。 <input type="checkbox"/> 内容に関し健康保険組合が医療機関等に照会する必要がある場合は同意する。						

(記入上の注意)

- ・ 表題の「被保険者」と「家族」はいずれか該当する文字を○で囲んで下さい。
- ・ ⑮欄は、必ず全ての項目を確認し、チェックを入れて下さい。

(添付書類)

- 【原本】領収証、装具価格の内訳書、医師の意見書
- 【コピー】障害者手帳(お持ちの場合)

(支給決定について)

- ・ 給付金支給については、確認書及び別途行う主治医への照会などを基に総合的に判断することから、決定には時間を要する場合があります。

受付日付印

装具作製確認書

あなた(または被扶養者)が医療機関で受診し、医師の指示により作製された装具に対する給付金支払い決定に必要なため、受診状況等についてご回答をお願いします。

- ① 質問について該当する記号を○で囲んでください。その他の場合は記述にてお答えください。
- ② 作製された装具の写真を添付して下さい。(装具の上下左右、サイズ表示、ロゴ等あればその箇所の写真)
- ③ 必要に応じて主治医に診療内容の文書照会を行います。記名を忘れずにご提出ください。
- ④ 給付金支払い決定については、本書及び別途行う主治医への照会などを基に総合的に判断することから、給付金支払い決定まで、時間を要する場合がございますのでご了承ください。

(1) 記号-番号	(2) 被保険者名	(3) 受診者名
(4) 本疾病に対し初めて受診した日(初診日)	(5) 装具を作製することが決まった日	(6) 装具を着着した日(適合日)
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

◎今回作製・購入された装具は、どちらになりますか？ 該当する方の質問についてご回答ください。

① 既製品装具(完成品) ② オーダーメイド装具

① 既製品装具(完成品)

①-1. 装具を受け取る際の状況について教えてください。

▶ 義肢装具士が装着(適合)時に立ち会いましたか？ ① 立ち会った ② 立ち会わなかった ③ その他 ()

▶ どこで受け取りましたか？ ① 医療機関 ② 装具店 ③ その他 ()

▶ 装具の代金は、いつ支払いましたか？ ① 納品前 ② 納品当日 ③ 納品日以降(月 日) ④ その他 ()

▶ 装具代金は誰に支払いましたか？ ① 医療機関 窓口 ② 装具業者 手渡し ③ 装具業者 振込 ④ その他 ()

▶ 装具の領収書は誰から受け取りましたか？ ① 医療機関 窓口 ② 装具業者 手渡し ③ 装具業者 郵送 ④ その他 ()

①-2. 装具のサイズ合わせについて教えてください。

(1) サイズ選択の方法はどのようにされましたか？

①メジャーで測定した → ▶ 誰が測定しましたか？ ① 医師 ② 看護師 ③ 装具業者 ④ その他 ()

② 試着 ③ 採型をした ④ 何も行わなかった ⑤ その他 ()

(2) 受け取った装具は、装具業者によってオーダー加工が施してありますか？

①加工はされていない(開封時の状態である) ▶ どのような加工が施されていますか？ ※加工部分の写真を台紙に添付のこと

②加工を施してある →

(3) 立ち会った方をお教えてください。(該当全てに○) ① 医師 ② 看護師 ③ 装具業者 ④ その他 ()

①-3. 装具の作製・購入は、誰の指示によるものか教えてください。

①主治医の指示 ②自分の希望で医師に依頼 ③装具業者の指示

④治療法【固定方法】を選択し装具を作製(ギプスカ装具かで選択等) ⑤その他 ()

①-4. 主治医からどのような目的の装具だと説明を受けられたか具体的な指示事項を○で選択してください。【複数可】

① 患部の支持 ② 患部の矯正 ③ 患部の固定 ④ 患部の免荷 ⑤ 痛みや症状の緩和(除痛)

⑥ リハビリ時に必要 ⑦ 再発防止・予防 ⑧ 受けていない ⑨ その他 ()

①-5. 装具装着後の療養にあたって、医師からはどのような指示や注意を受けたかを教えてください。

① 自宅安静 ② 運動(ｽﾎｰﾂ)を控えるように指示された ③ 運動(ｽﾎｰﾂ)をする際に装具装着するように指示された

④ 特に指示はされていない ⑤ その他 ()

①-6. 装具装着後、次回の来院指示について医師からはどのような指示を受けているか教えてください。

(1) 受診頻度 ① 週1回 ② 月1回 ③ その他 (※①②以外の医師の指示内容をご記入ください。) ④ 特に指示されていない

(2) 装具の受け取り日以降の受診について ① 受診した ② 受診していない・受診予定はない ③ 受診する予定 月 日

①-7. 医療費(医療機関発行)の領収書を受け取りましたか？ ① なかった ② あった(※)

①-8. 医療機関から文書料の請求はありましたか？ ① なかった ② あった(※)

※領収書、診療費明細書のコピーを提出して下さい。

② オーダーメイド装具

②-1. 装具の作製経緯について教えてください。

(1) オーダーメイド装具を作製するきっかけを教えてください。(例) 継続的に受診し、装具を作製することになった、装具業者の勧め等

(2) (靴・インソールを購入した場合のみ回答してください) 装具作製において一番最初に行ったところはどこですか？ ① 靴店(装具業者) ② 医療機関 ③ その他 ()

(3) 納品時の状況について教えてください。

① 装具を作製する際、誰の指示によって作製されましたか？

① 主治医の指示 ② 自分の希望で医師に依頼 ③ 装具業者の指示

④ 治療法【固定方法】を選択し装具を作製(ギプスカ装具かで選択等) ⑤ その他 ()

② 装具を受け取る際の状況について教えてください。

▶ 義肢装具士が立ち会いましたか？ ① 立ち会った ② 立ち会わなかった ③ その他 ()

▶ どこで受け取りましたか？ ① 医療機関 ② 装具店 ③ その他 ()

▶ 装具の代金は、いつ支払いましたか？ ① 納品前 ② 納品当日 ③ 納品日以降 月 日 ④ その他 ()

▶ 装具代金は誰に支払いましたか？ ① 医療機関 窓口 ② 装具業者 ③ その他 ()

▶ 装具の領収書は誰から受け取りましたか？ ① 医療機関 窓口 ② 装具業者 ③ その他 ()

②-2. 作製した装具のサイズ合わせについて(1)~(4)のいずれかで該当する状況について教えてください。

(1) 採型【オーダーメイドで作製するための型】をした(右質問①②③④を回答) ① ①と②どちらの方法で採型しましたか？

① 患部やその周囲にギプスを巻き ② 足型版(ﾌｯﾄｲﾝﾌﾟﾚｯｼｮﾝﾌｫｰﾑ)を踏み込み石膏で「型」を取った

(2) 採寸【オーダーメイドするために患部やその周囲の各所をメジャーで細かく測る】をした(右質問④を回答) ③ どこで型を取りましたか？

① 病院内 ② その他 ()

(3) 何も行わなかった ④ 何回、型を取りましたか？ 回

(4) その他 () ④ 誰が採型または採寸をされましたか？

① 医師 ② 看護師 ③ 装具業者 ④ その他 ()

②-3. 装具は今回初めて作製されましたか？

(1) 以前も作製したことがある(右質問①~⑤を回答) →	① 傷病名	② 装具名	⑤ 今回の作製した装具はどちらに該当しますか？
	③ 前回の作製はいつですか？	④ 以前作製した装具はどうしましたか？	
(2) 初めて作製した	年 月 頃	⑥ 現在も使用している ⑦ 装具業者へ返却した ⑧ 廃棄した	⑨ 新しく作製した
		それはいつですか？	⑩ 以前の装具を修理した
	年 月 頃		

②-4. 障害者手帳をお持ちですか？ ※ 障害者総合支援法による補装具費支給の対象になるかを確認するため障害者手帳の有無をお伺いします。

① 持っている【手帳の(写)を添付】 → ▶ 申請を行わなかった理由を教えてください。 ② 持っていない

②-5. 主治医からどのような目的の装具だと説明を受けられましたか？具体的な指示事項を○で選択してください。(複数可)

① 患部の支持 ② 患部の矯正 ③ 患部の固定 ④ 患部の免荷 ⑤ 痛みや症状の緩和(除痛)

⑥ リハビリ時に必要 ⑦ 再発防止・予防 ⑧ 受けていない ⑨ その他 ()

②-6. 装具装着後の療養にあたって、医師からはどのような指示や注意を受けていますか？

① 自宅安静 ② 運動(ｽﾎｰﾂ)を控えるように指示された ③ 運動(ｽﾎｰﾂ)をする際に装具装着するように指示された

④ 特に指示はされていない ⑤ その他 ()

②-7. 装具装着後、次回の来院指示について医師からはどのような指示を受けていますか？

(1) 受診頻度 ① 週1回 ② 月1回 ③ その他 (※①②以外の医師の指示内容をご記入ください。) ④ 特に指示されていない

(2) 装具の受け取り日以降の受診について ① 受診した ② 受診していない・受診予定はない ③ 受診する予定 月 日

②-8. 医療費(医療機関発行)の領収書を受け取りましたか？ ① なかった ② あった(※)

②-9. 医療機関から文書料の請求はありましたか？ ① なかった ② あった(※)

※領収書、診療費明細書のコピーを提出して下さい。

以上のとおり相違ありません。 提出日 令和 年 月 日

MBK連合健康保険組合 理事長 殿 (申請者名)

《申請前に必ずご確認ください》

治療用装具の写真添付と撮影方法について

平成30年4月1日受付分より、治療用装具の療養費を申請する場合は、「装具の写真」の添付が必須となっております。領収書と実際に購入された装具が同一かを確認することを目的とするもので、適正な保険給付のため、ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

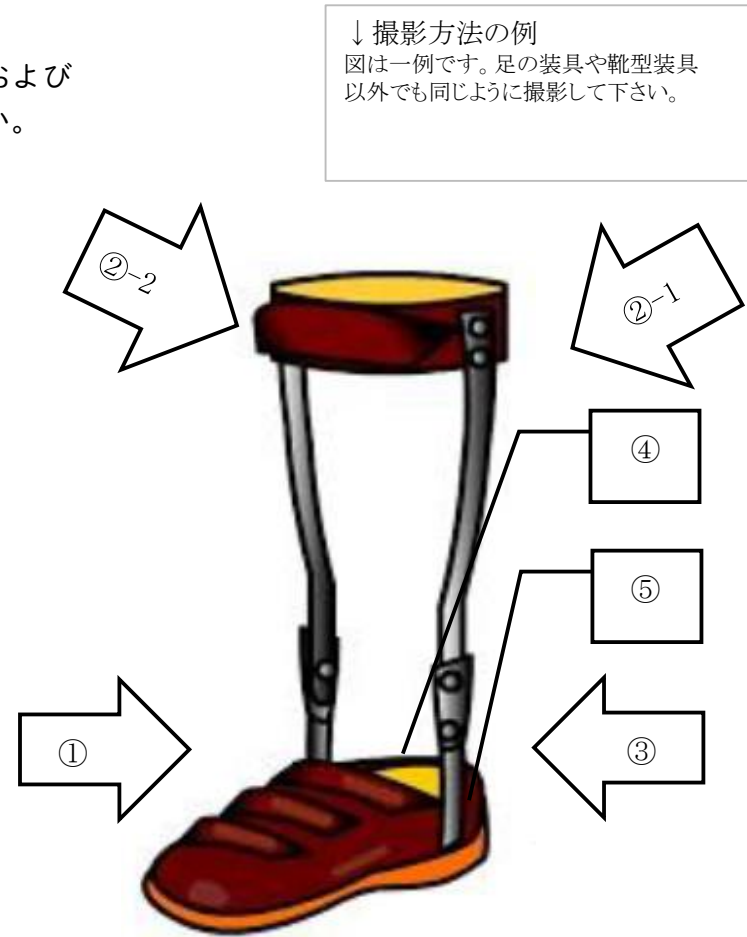
なお、小児弱視等の治療用眼鏡の場合は、写真の添付は不要です。

(1) 撮影方法について

作製された装具すべてに対し、下記の方向および箇所について外した状態で撮影してください。

- ① 正面
※インソールの場合は表側
- ②-1 側面（右側）
- ②-2 側面（左側）
- ③ 裏面（正面の反対側）
※インソールの場合は裏側（接地面側）
- ④ タグ、ロゴ、商標、その他付属品等（ある場合）
- ⑤ サイズ表記（ある場合）

※ 装具の形状が確認できない場合、再提出をお願いすることがあります。



↓撮影方法の例
図は一例です。足の装具や靴型装具以外でも同じように撮影して下さい。

(2) 撮影した写真の提出方法について

- 撮影した装具の写真を専用の貼付台紙に貼って、提出してください。
- 写真を画像データとして使用する場合は、専用の貼付台紙（Excelファイル）に貼り付け、カラーで印刷したものを提出してください。
- 台紙1枚に貼付しきれない場合には、複数枚になっても構いません。

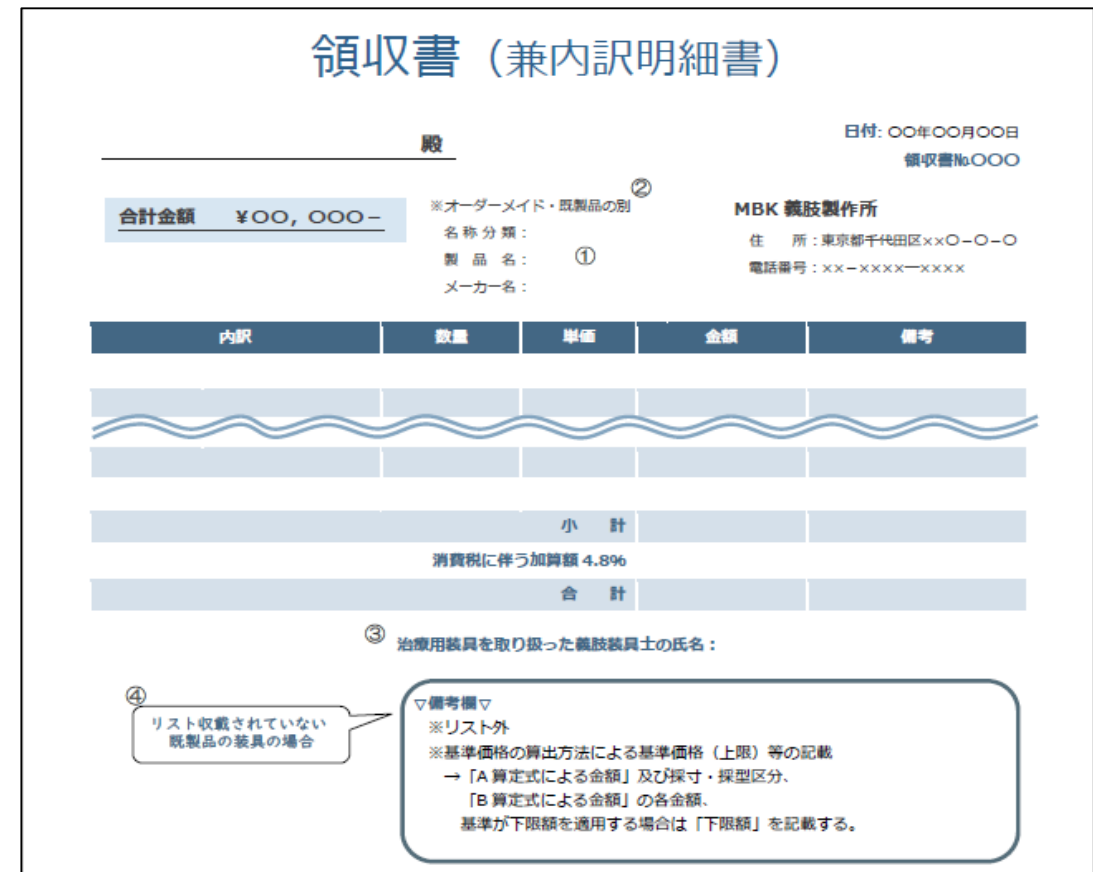
領収書について

令和4年10月21日付の厚生労働省の通知より、治療用装具を購入した際に発行される領収書について、記載する項目が増えております。

【記載項目】

- ①料金明細（内訳別に機能による名称分類、製品名、メーカー名、価格等）
- ②オーダーメイド又は既製品の別
- ③治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名
- ④リスト掲載されていない既製品の場合は、領収書の欄外（備考欄）又は株の余白等に「リスト外」と記載し、加えて基準価格の算出方法による基準価格（上限）等を記載する

上記の項目を満たしていない場合、装具業者に追加でご記入いただくこととなります。



既製品装具の購入について

【治療用装具の療養費支給申請に係る手続等について】（平成30年2月9日通知、令和4年10月21日改正）及び令和4年10月21日付の厚生労働省の疑義解釈資料から、患者への採型・採寸、装着（適合）のいずれの過程にも義肢装具士が関与していることが確認できない既製品は、療養費の支給対象とならない旨が通知されております。

装具を装着することが決定してから装着するまでに装具業者の介入がない場合は、医療機関から療養費として申請できると伝えられたとしても、支給対象とはなりませんのでご注意ください。